

新旧対照表

第1条～第17条 (略)
別表第1

第1条～第17条 (略)
別表第1

補助金の名称		補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア	総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
			整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
				実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
			体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
				緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
				地域防災上のリスク除去	定額
				ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額				
イ	災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
			機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業(簡易整備型)	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合に限る。		

補助金の名称		補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア	総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
			整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
				実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
			体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
				緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
				地域防災上のリスク除去	定額
				ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額				
イ	災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
			機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業(簡易整備型)	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合に限る。		

工	農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額
			農道・集落道整備事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、集落道の整備であって振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うもの、離島において行うもの及び水源地域対策関連事業にあつては、当該補助事業費の10分の5.5以内

別表第2～4（略）

工	農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額

別表第2～4（略）

別表第 5 (第 7 条関係)

補助事業の種類	変更事項
災害関連事業 農村地域防災減災事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合 400 万円)を超える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用
水利施設等保全高度化事業 <u>(ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)は除く)</u> 農村整備事業 <u>(ただし、計画策定等事業は除く)</u>	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合 500 万円)を超える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
水利施設等保全高度化事業 <u>(ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)に限る)</u>	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)第 2 世代交付金実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更
農村整備事業 <u>(ただし、計画策定等事業に限る)</u>	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金の額の変更 (3)調査地域ごとに事業費の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合 400 万円)を超える増減 (4)調査地域の変更 (5)調査項目の変更又は廃止

別記第 1 号様式(第 4 条関係)～別記第 19 号様式(第 14 条関係) (略)

別表第 5 (第 7 条関係)

補助事業の種類	変更事項
災害関連事業 農村地域防災減災事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合 400 万円)を超える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用
水利施設等保全高度化事業 <u>(ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)は除く)</u>	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合 500 万円)を超える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
水利施設等保全高度化事業 <u>(ただし、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)に限る)</u>	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)第 2 世代交付金実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更
農村整備事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金の額の変更 (3)調査地域ごとに事業費の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合 400 万円)を超える増減 (4)調査地域の変更 (5)調査項目の変更又は廃止

別記第 1 号様式(第 4 条関係)～別記第 19 号様式(第 14 条関係) (略)